

みなかみ町中小企業・小規模企業振興基本計画
(第Ⅱ期)

令和7年4月
群馬県みなかみ町

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画の位置づけと性格	1
2 計画期間	2
3 計画の構成	2
第2章 中小企業と小規模企業を取り巻く状況	3
1 国・県の中小企業支援策	3
第3章 本町の中小企業と小規模企業の状況	4
1 人口減少と少子高齢化	4
2 業種別事業者数と従業者数の推移	4
3 事業所数と従業者数の推移	6
4 卸売業と小売業の販売額	10
第4章 中小企業と小規模企業支援の基本的な方針と推進する施策	11
1 施策についての基本的な方針	11
2 取り組むべき施策	12
第5章 計画推進に向けての取り組み	14
1 推進体制	14
2 町商工会と町観光協会との連携	14
3 町内事業所の受注機会の確保	17
4 首都圏からの人材確保と起業支援	17

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の位置づけと性格

(1) 基本的な考え方

この計画は、みなかみ町中小企業・小規模企業振興基本条例（平成28年3月11日条例第20号）第8条に基づき、本町の中小企業と小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的な推進を図るため策定します。

また、本計画において、条例第3条で掲げる「基本理念」に基づき、中小企業と小規模企業の振興を図ります。

【条例第3条「基本理念」】

- ① 中小企業・小規模企業の振興は、これらの企業の持続的発展が図られることを旨として行われなければならない。
- ② 中小企業・小規模企業の振興は、これらの企業者の経営の向上及び改善に対する主体的な努力の促進を基本として行われなければならない。
- ③ 中小企業・小規模企業の振興は、これらの企業者が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという基本的認識のもとに行われなければならない。
- ④ 中小企業・小規模企業の振興は、町の地域資源を活用することを基本的認識のもとに行われなければならない。
- ⑤ 中小企業・小規模企業の振興は、これらの企業者、中小企業関係団体、国、群馬県、他の地方公共団体及び町が連携するとともに、町民の理解を得ることを基本として行われなければならない。
- ⑥ 中小企業・小規模企業の振興は、これらの企業者の経営資源の確保が困難であることに鑑み、その経営の規模及び形態に応じ、十分な配慮がなされることを基本に行われなければならない。

なお、国においては、小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号）に基づき、小規模事業者の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、令和元年6月に「小規模企業振興基本計画（第Ⅱ期）」を策定しているところです。

(2) 中小企業・小規模企業の定義

- ① 本計画の中小企業とは、次の表のA又はBのいずれかに該当する会社及び個人とします。

主たる事業として営む業種	資本金又は出資総額 A（以下）	常時使用する従業員数 B（以下）
1 製造業、建設業、運輸業その他業種（2から7までの業種を除く。）	3億円	300人
2 卸売業	1億円	100人
3 サービス業（2から7までの業種を除く。）	5,000万円	100人
4 小売業	5,000万円	50人
5 ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円	900人
6 ソフトウェア業又は情報サービス業	3億円	300人
7 旅館業（宿泊業）	5,000万円	200人

②本計画の小規模企業とは、中小企業のうち、常時雇用する従業員数が20人（商業・サービス業（宿泊業及び娯楽業は除く。）は5人）以下の企業とします。なお、小規模企業振興法において、常時雇用する従業員が5人以下の企業を小企業と規定しています。

主たる事業として営む業種	小規模企業(者) (小規模事業者) 常時雇用する従業員	小企業(者) 常時雇用する従業員
製造業、建設業、運輸業、宿泊業、その他	20人以下	5人以下
商業（卸売業・小売業）・サービス業	5人以下	5人以下

(3) 計画の位置づけ

この計画は、「第2次みなかみ町総合計画後期基本計画（令和5年度～令和9年度）」及び「第2期みなかみ町まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年度～令和6年度）」における基本的な考え方を踏まえ、これらの計画と一体的に推進するものです。

この2つの計画の中で主に関係する部分の概要を以下に示します。

〔第2次みなかみ町総合計画後期基本計画〕

【基本項目Ⅲ】 活力にあふれるまち

【政策体系】 17 商工業の振興

【基本事業】 1) 町内事業所の消費額拡大

2) 店舗改修の補助

3) 創業希望者に対する支援

〔第2期みなかみ町まち・ひと・しごと創生総合戦略〕

【第2章 第2期総合戦略】

【3. 第2期総合戦略の背景

【<2> 産業の特性

「観光」と「農林業」の町である】

【基本目標 1

「地場産業を振興させ、魅力的で安定した雇用を創出する」】

【基本目標 2

「本町への新しい人の流れをつくる」】

2 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

3 計画の構成

- (1) 計画の基本的な考え方
- (2) 中小企業と小規模企業を取り巻く状況
- (3) 本町の中小企業と小規模企業の状況
- (4) 中小企業と小規模企業支援の基本的な方針と推進する施策
- (5) 計画推進に向けた取り組み

第2章 中小企業と小規模企業を取り巻く状況

1 国・県の中小企業支援策

(1) 国の中小企業支援策

国は平成22年6月18日、世界的な不況、環境・エネルギー制約、少子高齢化などにより経済状況が停滞していることに鑑み、中小企業が持つその力と才能を発揮することが疲弊する地方経済を活気づけ、日本の未来を切り拓く上で不可欠であるとの考えから国を挙げて中小企業の持つ個性や可能性を伸ばし、自立する中小企業を励まし、困っている中小企業を支えていくために「中小企業憲章」を閣議決定しました。

平成25年6月17日には「小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する法律（小規模企業活性化法）」を成立させ、同年9月20日に施行しました。この法律は、小規模企業への情報提供の充実、小規模企業の資金調達の円滑化に係る等を措置するものです。

更に、翌平成26年には全国385万の中小企業、中でもその9割を占める小規模事業者は、地域の経済や雇用を支える極めて重要な存在であることから、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に国、県、市町村、各支援機関等が一丸となって戦略的に実施するための「小規模企業振興基本法」及び「商工会及び商工議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律（小規模事業者支援法）」を同年9月26日から施行し、小規模企業振興基本法

（平成26年法律第94号）に基づき、小規模事業者の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、令和元年6月に「小規模企業振興基本計画（第Ⅱ期）」を策定しているところです。

(2) 県の中小企業支援策

群馬県は、平成23年6月10日、小規模企業を初めとした中小企業が地域社会において大きな役割を担っており、県の経済を発展させ県民の暮らしを豊かにするには中小企業の健全な発展が欠かせないことから、地域の中小企業を支援するために「群馬県中小企業憲章」を施行しました。平成28年4月1日には、平成26年の「小規模企業振興基本法」及び「商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（小規模事業者支援法）」の一部を改正する法律の成立を受けて「群馬県小規模企業振興条例」を施行しました。

この条例の基本施策は以下のとおりです。

- ・新たな事業展開の促進
- ・商品の販売又は役務の提供の促進
- ・創業の促進、事業承継の円滑化
- ・事業活動を担う人材の確保及び育成
- ・資金の円滑な供給

群馬県の商工会連合会・商工会議所連合会・中小企業団体中央会では、県や市町村をはじめ金融機関などの関係機関と連携して、小規模事業者の課題を自らの課題として捉え、事業計画の策定を支援し、その着実なフォローアップを行う「伴走型支援」に取り組んでいるところです。

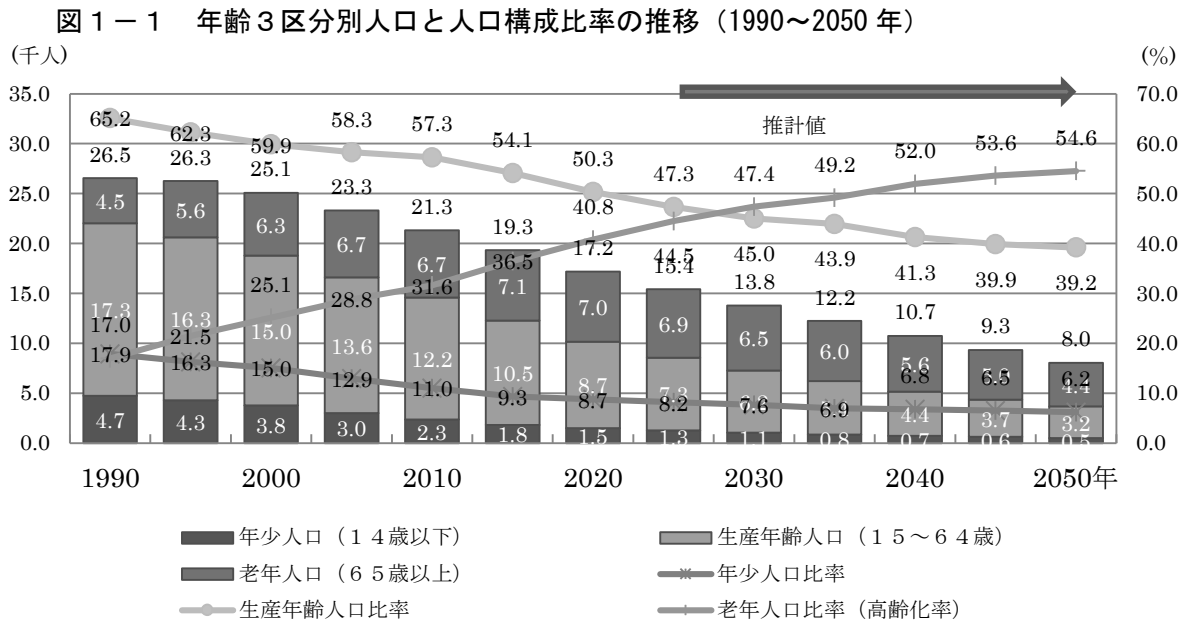
また、県内の金融機関、保険会社をはじめ群馬県産業支援機構、群馬県信用保証協会などで構成する「群馬県中小企業サポーターズ」を組織して、中小企業の支援に取り組んでいます。

第3章 本町の中小企業と小規模企業の状況

1 人口減少と少子高齢化

みなかみ町の人口は、令和2年(2020年)17,195人で20年前の平成12年(2000年)の25,079人と比較すると7,884人(△31.4%)減少となっています。(国勢調査)

平成30年(2018年)の国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」によれば、令和2年(2020年)の本町の人口は、17,400人と推計されていましたが、国勢調査の結果では、これを205人下回る結果となり、これは人口減少が想定を上回るスピードで進行していることを示しています。



<資料:総務省「国勢調査」(~2020年)、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(2025年~)>

本町で年間に生まれてくる子どもの数は、2005年(平成17年)には128人でしばらく100人台を推移していましたが、2012年(平成24年)に100人を下回り、2023年(令和5年)には年間50人となって少子化の傾向は止まっていません。

人口の自然減が毎年約300人、社会減は毎年約100人の計約400人ずつが減少すると同時に、高齢化も進行しています。

人口減少が進むことによって、様々な分野での影響や問題が発生することが考えられます。

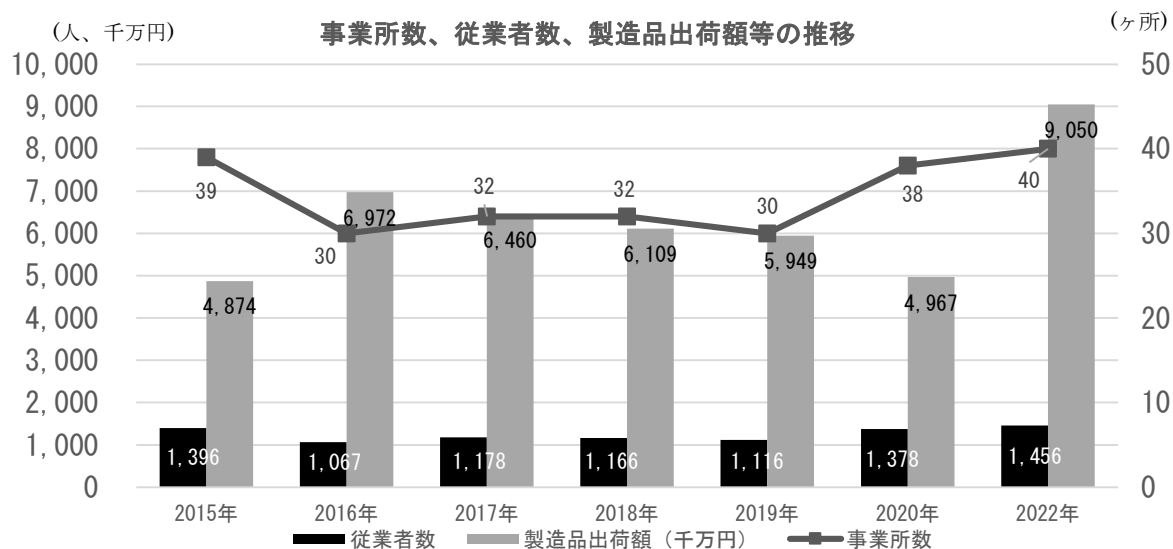
例えば ①生活関連サービス(小売・飲食・娯楽・医療機関等)の縮小、②税収減による行政サービスの低下、③地域公共交通の撤退・縮小、④空き家、空き店舗、工場跡地、耕作放棄地等の増加、⑤地域コミュニティの機能低下などがあげられます。

2 業種別事業者数と従業者数の推移

① 工業

本町の工業における事業者数及び従業者数は一時的な増加はあったものの、減少を続けており、2019年(令和元年)には事業者数が30カ所、従業者数が1,116人となっています。製造品出荷額は工場拡張、設備投資により2016年(平成28年)は6,972千万円で前年に比べ大幅な増加でありましたが、その後減少傾向にあり2019年(令和元年)は5,949千万円となっていま

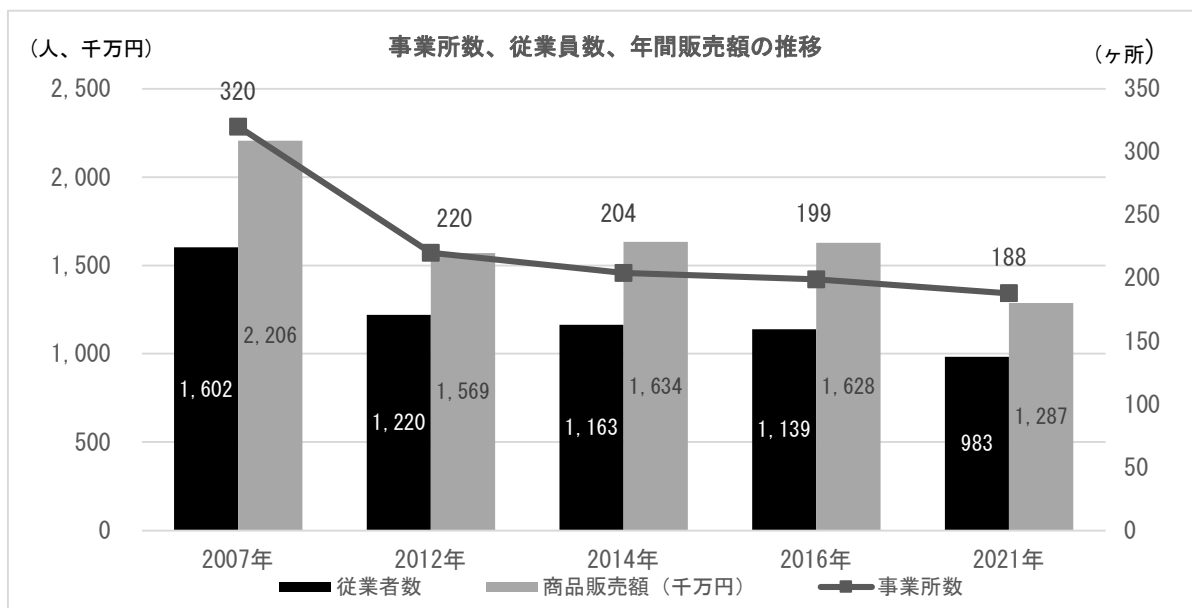
す。(図1-2)



<図1-2 資料：群馬県工業統計調査、経済センサス（従業員数4人以上の事業所）>

② 商業

本町の商業における事業者数及び従業者数は、人口減少に伴い、緩やかな減少をつづけており、2021年（令和3年）には事業者数が188カ所、従業者数が983人となっています。また、年間販売額は、ほぼ横ばいから減少で推移しています。（図1-3）



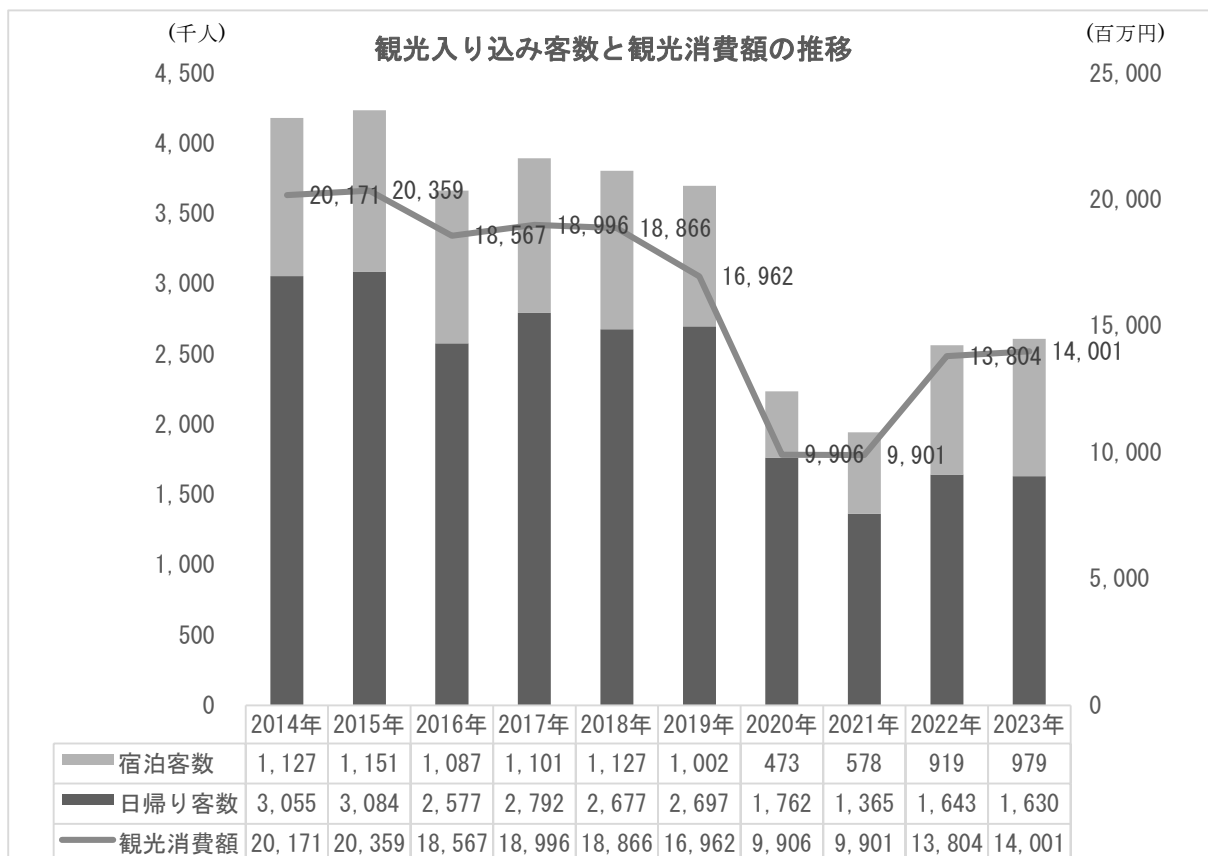
<図1-3 資料：群馬県商業統計調査、経済センサス>

③ 観光

群馬県の観光客数・消費額調査によると、これまで毎年400万人を超える観光客が来町し、賑わいを見せておりましたが、2016年（平成28年）は366万人余りで対前年比86.5%となり、400万人を下回る結果となっています。また、観光消費額についても2016年（平成28年）では減少に転じ、対前年比91.2%となり、200億円を下回る結果となっています。

2018年度（平成30年度）から町の施策の成果指標に基づくと、観光客及び観光消費額ともに減少傾向にありましたが、2020年度（令和2年度）から、新型コロナウイルス感染症により観光客は200万人、観光消費額は100億円を切る状況にありましたが、現在は少しずつ増加の傾向にあります。

本町は、観光宿泊業とそれに関わるサービス・小売業などが多いことから、観光入込客の減少は町内の経済活動に影響を与えています。（図1-4）



<図1-4 資料：群馬県観光客数・消費額調査、みなかみ町>

3 事業所数及び従業者数の推移

(1) 事業所数の状況

本町の2021年（令和3年）の事業所数は、業種別では、「宿泊業・飲食業」が231と一番多く、次に「卸売・小売業」が206、次いで「建設業」の129、「生活関連サービス業」の98、「製造業」の69という順になっています。

これらの業種は一般的に「雇用を生み出す力」や「地域外からのお金を稼ぐ力」が強い業種とされていることから、これらの業種が地域の雇用と経済の牽引役を果たしている基盤産業であるといえます。

事業所数全体の増減では、2006年（平成18年）の1,513と2021（令和3年）の1,006を比較すると507減少しており、人口減少に伴い減少傾向です。中でも減少数が多い業種では、「卸売・小売業」の▲144（減少率▲41.1%）、「宿泊業・飲食サービス業」の▲160（減少率▲40.9%）、「建設業」の▲81（減少率▲38.6%）などとなっています。これらの業種の減少は、観光産業が中心の本町では地域経済と住民生活に及ぼす影響が大きく、特に観光産業は裾野が広いことから関連する業種にも影響があることから深刻な問題であるといえます。（表1）

表 1 : 「産業別事業所数の推移」

みなかみ町	事業所数					
	2006(H18)	2009(H21)	2012(H24)	2014(H26)	2016(H28)	2021(R3)
合計(公務を除く)	1,513	1,401	1,193	1,201	1,108	1,006
農林漁業	11	13	9	11	11	18
非農林漁業(公務を除く)	1,502	1,388	1,184	1,190	1,097	988
建設業	210	197	180	159	154	129
製造業	92	92	79	78	74	69
電気・ガス・熱供給・水道業	5	2	1	2	1	2
情報通信業	2	1	—	—	1	—
運輸業	28	23	27	29	29	25
卸売・小売業	350	308	257	250	235	206
金融・保険業	12	13	10	10	10	9
不動産業・物品賃貸業	28	31	24	21	20	20
学術究専門・技術サービス	21	26	20	23	22	21
宿泊業・飲食サービス業	391	363	323	311	288	231
生活関連サービス業	147	123	107	113	108	98
教育・学習支援業	64	59	28	54	29	41
医療・福祉	64	57	46	57	48	55
複合サービス	15	15	15	13	11	12
サービス業	73	78	67	70	67	70
公務	22	17	—	17	—	17

<資料:「平成18年事業所・企業統計調査」・「平成21年・24年・26年・28年・令和3年経済センサス(産業大分類)」>

また、「卸売・小売業」が▲144(2006年と2021年の比較)と減少数が多いことから、卸売・小売業の内訳の業種について、数値のある2021年(令和3年)の経済センサス(産業小分類民営事業所)の数値を「表2」で示しました。卸売業25の内では「飲食料品」が14と一番多く、小売業181の内では「飲食料品」が75と一番多い状況です。

表 2 : 「2021年(令和3年)卸売業と小売業の事業所数」

みなかみ町		卸売業と小売業の事業所数				
卸売業 小売業	卸売業 の合計	内 訳				
		飲食料品	建設材料・ 金属材料等	機械器具	その他	
	25	14	7	1	3	
206	小売業 の合計	内 訳				
		織物・衣 服・ 身の回り品	飲食料品	機械器具	その他	無店舗
	181	12	75	29	63	2

<参考:「令和3年経済センサス(産業小分類別民営事業所数)」>

事業所数の分類で「宿泊業・飲食サービス業」が231と一番多いことから、この宿泊業・飲食サービス業の内訳の業種について、数値のある2021年(令和3年)の経済センサス(産業小分類民営事業所)の数値を「表3」に示しました。宿泊業では「旅館・ホテル」が104、「簡易宿所」10、「会社会体の宿泊」6、「その他」2となっています。飲食サービス業では「専門料理店」が27、「食堂」17、「そば・うどん」21、「酒場・ビアホール」9、「持ち帰り・配達・飲

食サービス」17、「バーキャバレー」6、「喫茶店」9、「すし店」2、「その他」1となっており、これらのことから、温泉地特有の業種構造が見えてきます。

表3 「2021年（令和3年）宿泊業と飲食サービス業の事業所数」

宿泊業と飲食サービス業の事業所数										
	宿泊業の合計	内 訳								
		旅館・ホテル	簡易宿所	会社・団体の宿泊所	その他に分類されない宿泊業					
231	122	104	10	6	2					
	飲食サービス業の合計	内 訳								
		食堂・レストラン	専門料理店	そば・うどん	すし店	酒場・ビアホール	バー・キャバレー・ナイトクラブ	喫茶店	その他の飲食店	持ち帰り・配達飲食サービス
	109	17	27	21	2	9	6	9	1	17

<資料：令和3年経済センサス（産業小分類別民営事業所数）>

（2）従業者数の状況

本町の事業所における従業者数は、2016年（平成28年）の8,220人と2006年（平成18年）の9,677人とを比較すると1,457人減少しています。従業者数の多い業種から「宿泊業・飲食業」2,058人、「卸・小売業」1,310人、「製造業」1,469人、「医療・福祉」953人、「建設業」715人などとなっています。

従業者数が増加している業種では「医療・福祉」が158人増（120.0%）、「製造業」203人増（116.0%）などとなっています。

表4 「従業者数の推移」

みなかみ町	従 業 者 数					
	2006(H18)	2009(H21)	2012(H24)	2014(H26)	2016(H28)	2021(R3)
合 計（公務を除く）	9,677	10,119	9,006	9,017	8,821	8,074
農林漁業	50	74	51	98	77	115
非農林漁業（公務を除く）	9,627	10,045	8,955	8,919	8,735	7,959
建設業	916	872	842	732	720	635
製造業	1,266	1,301	1,388	1,376	1,470	1,422
電気・ガス・熱供給・水道業	85	75	52	60	98	12
情報通信業	7	3	—	—	1	—
運輸業・郵便業	400	539	700	354	369	274
卸売・小売業	1,721	1,721	1,454	1,423	1,342	1,153
金融・保険業	96	124	93	98	91	79
不動産業・物品賃貸業	77	90	91	70	78	85
学術研究専門・技術サービス業	69	90	63	75	76	89
宿泊業・飲食サービス業	2,787	2,835	2,494	2,321	2,334	1,770
生活関連サービス業	576	592	464	529	514	472
教育・学習支援業	412	424	134	420	204	523
医療・福祉	795	897	784	1,042	1,085	1,133
複合サービス事業	156	110	119	92	78	86
サービス業(他に分類されないもの)	264	372	277	327	275	226
公 務	317	289	—	289	—	291

<資料：「平成18年事業所・企業統計調査」・「平成21年・24年・26年・28年・令和3年経済センサス（産業大分類）」>

(3) 開業と廃業の状況

① 事業所数の変化

2016年（平成28年）「経済センサス（基礎調査）」の平成26年から28年までの2年間にける本町の事業所数変動では、廃業した事業所は141（12.7%）、新設した事業所は83（7.5%）で、廃業が新設を58上回っていて、全事業所の1,157のうち存続していた企業が1,025で92.5%を占めています。

この数値を判断するに当たって、下の「表5」に同じ温泉地である草津町と比較してみたところ、草津町では廃業した事業所が97（14.5%）であり、新設した事業所は60（9.0%）で、廃業が新設を37上回っていて、全事業所の670のうち存続していた企業が610で91.0%を占めています。両町とも廃業傾向であり、存続していた企業はほぼ同率であることがわかります。

表5 「平成26年から平成28年の事業者数と従業者数の変化」

事業所数と従業者数の変化（平成26年から平成28年）								
みなかみ町	事業所数			従業者数				
		存続	新設	廃業		存続	新設	廃業
	1,108	1,025	83	141	8,812	8,168	644	881
比率	100.0%	92.5%	7.5%	12.7%	100.0%	92.7%	7.3%	10.0%
草津町	670	610	60	97	4,363	4,024	339	881
比率	100.0%	91.0%	9.0%	14.5%	100.0%	92.2%	7.8%	20.2%

<資料：平成26年経済センサス基礎調査（確報）>

② 事業者数の変化

表5による本町の従業者数の変動では、廃業に伴う従業者は881人（10.0%）であり、新設事業所の従業者数は644人（7.3%）で、廃業事業所の従業者が新設事業所の従業者を237人（全従業者の2.69%）上回っていて、全従業者の8,812人のうち存続事業所の従業者数が8,168人で92.7%を占めています。

同じく草津町と比較すると、草津町では廃業事業所の従業者数は881人（20.2%）であり、新設事業所の従業者数は339人（7.8%）で、廃業事業所の従業者が新設事業所の従業者を542人（全従業者の12.42%）上回っていて、全事業所の従業者数4,363人のうち存続事業所の従業者数は4,024人（92.2%）となっています。両町とも廃業傾向ではありますが、廃業に伴う従業者数は、草津町の方が高い同率であることがわかります。

両町の全従業者を全事業所数で除した1事業所当たりの従業者数では、本町は7.95人に対して草津町は6.51人で、本町の事業所規模がやや大きいことがわかります。

4 卸売業と小売業の販売額

2021年（令和3年）経済センサスによる表6の「年間商品販売額」の卸売業と小売業を合わせた販売額では、2014年（平成26年）が163億35百万円に対して令和3年は128億65百万円と、この間に34億70百万円減少しています。

卸売業・小売業の内訳は、卸売業が27億7百万円（21.0%）に対して小売業が101億58百万円（79.0%）と小売業が圧倒的に多い状況です。

○卸売業

卸売業の「店舗数」では、平成26年の26店舗が令和3年では22店舗（84.6%）に減少しています。また、「年間商品販売額」でも、平成26年の31億54百万円が、令和3年では27億7百万円（85.8%）に減少しています。

○小売業

小売業の「店舗数」では、平成26年の178店舗が令和3年では166店舗（93.3%）に減少しています。「年間商品販売額」では、平成26年の131億82百万円が、令和3年では101億58百万円（77.1%）に減少しています。

表6 「商店数と年間商品販売額」

みなかみ町全体の卸売業・小売業	商店数			年間商品販売額（百万円）		
	2014(H26)	2016(H28)	2021(R3)	2014(H26)	2016(H28)	2021(R3)
業・小売業	204	199	188	16,335	16,279	12,865
比較	100.0%	95.5%	92.2%	100.0%	99.7%	78.8%
卸売業	26	26	22	3,154	3,929	2,707
比較	100.0%	100.0%	84.6%	100.0%	124.6%	85.8%
小売業	178	173	166	13,182	12,350	10,158
比較	100.0%	97.2%	93.3%	100.0%	93.7%	77.1%
各種商品小売業	—	—	—	—	—	—
織物・衣服・身の回り品小売業	13	14	12	181	172	63
飲食料品小売業	66	71	69	7,109	7,474	5,983
機械器具小売業	25	23	27	890	838	532
その他の小売業	67	63	56	4,939	X	X
無店舗小売業	7	2	2	63	X	X

<資料：平成26年群馬県商業統計・平成28、令和3年経済センサス>

第4章 中小企業と小規模企業支援の基本的な方針と推進する施策

本町の中小企業と小規模企業を取り巻く状況は、少子高齢化による人口減少の中、事業主の高齢化や後継者問題など厳しい状況であるといえます。しかしながら、本町は観光と農業に支えられている町であり、交流産業による交流人口を増やすことにより地域経済を活性化させることは可能です。2017年（平成29年）6月に「人と自然が共生したまちづくり」が認められ「ユネスコエコパーク」に認定された本町には18もの温泉地があり、谷川岳や利根川に代表される豊かな自然に恵まれ、これらのフィールドを活かしたアウトドアスポーツや冬のスキー、スノーボード、質の高い米や果物、美しい農村景観と歴史文化など、幅広い分野で魅力ある地域であり、これらの資源をベースとして観光と農業が主要産業となっている町です。

地域経済を活性化させるためには、これらの町の資源を活用し、地場産業を振興させ、魅力的で安定した雇用の創出と町外から資金を流入させ地域内で循環させる仕組みを構築する必要があります。

1 施策についての基本的な方針

（1）事業継続と維持にかかる支援

中小企業と小規模企業の維持成長のための経営課題は、設備の更新、新商品の開発及び販路の開拓と拡大であり、加えてマーケティング手法を用いた経営戦略をたてることができなどの課題を抱えており、支援の充実が必要となっています。

また、中小企業と小規模企業は、資金調達面においても苦慮しているため、社会経済を取り巻く環境変化に柔軟な対応ができるよう設備投資や資金調達における支援を充実すると共に、地域外で獲得した資金を地域内での経済を循環させる取り組みに努めます。

（2）事業承継にかかる支援

中小企業と小規模企業の多くは将来の見通しに悲観になり、後継者がいない経営者は「現状を維持する」ことが精いっぱい「自分の代で廃業」せざるを得ない企業も少なくない状況です。円滑な事業承継は、事業の持続性を確保し、後継者による新たな事業展開も期待でき、町の経済活性化にもつながります。このため、相談体制の充実や、専門的な機関との連携体制の拡充を図ります。

（3）事業創業にかかる支援

新たな担い手を育成するためには、創業時の支援体制を強化することが重要となります。起業活動を促進することは、産業の活性化や町の経済の発展につながります。事業化に必要な専門知識や技能を習得する機会の提供及び起業後の経営を円滑に進めるための経営上のアドバイスなどが求められます。そのため、商工会と連携し設置した相談窓口の充実を図ります。

また、中小企業と小規模企業は、人手不足や経営基盤が不安定であるため、必要な人材や技能者の育成に苦慮している状況です。このため、安定した人材の育成と確保を支援します。

2 取り組むべき施策

本町の中小企業と小規模企業を振興するためには、町全体としての経済活動が活発になることが必要であり、これから更に進むと思われる人口減少と高齢化を考えると、若者が町に残りたくなるような住宅や生活環境、あるいは都市部からのIターンの誘致及び本町で新たに起業したくなるような町や地域にしなければなりません。

この本計画では、「みなかみ町中小企業・小規模企業振興条例」第9条（町が行う基本的施策）で、「中小企業者・小規模企業の振興に関する施策の実施に当たっては、基本理念に基づき次に掲げる事項を基本として行うものとする。」と規定していることから、次に掲げる基本事項に基づいて、国、県、町商工会、町観光協会、金融機関等あらゆる関係機関と連携し、施策を推進します。

【基本事項】

- (1) 経営基盤の強化、新たな事業展開への支援
- (2) 事業承継及び創業促進
- (3) 人材の確保及び育成、雇用の促進及び職業能力の開発と向上
- (4) 中小企業者・小規模企業者以外の者との連携
- (5) 資金の供給のための制度融資及び信用補完事業の充実
- (6) 中小企業者・小規模企業者に関する調査及び情報収集と情報提供
- (7) 上記以外の中小企業・小規模企業振興に総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(1) 経営基盤の強化、新たな事業展開への支援

- ① 小規模事業者持続化補助金の活用（国）
- ② IT・IoT^{*}を活用した経営戦略への転換の支援
- ③ 群馬県中小企業サポーターズ制度の活用による支援
- ④ 群馬県小規模事業者経営対策支援の活用
- ⑤ 新規企業進出や既存機能集積・拡充等事業者要望への協力・支援
- ⑥ 新たな商品開発（群馬新技术・新製品開発推進補助金制度）の支援
- ⑦ みなかみ町地場産業振興対策事業・地場産品普及開発事業による支援
- ⑧ エキスパートバンク（群馬県商工会連合会）の活用による支援
- ⑨ 伴走型小規模事業者支援推進事業（町商工会）の活用による支援

^{*}IoT (Internet of Things) とは、様々なモノがインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組みのこと。

(2) 事業承継及び創業促進

- ① 群馬県事業引継ぎ支援センターとの連携
- ② みなかみ町起業支援事業補助金制度による支援
- ③ みなかみ町店舗等改装等補助金制度による支援
- ④ 町商工会による経営発達支援計画との連携（創業塾・販路開拓・需要動向調査）
- ⑤ 町商工会との連携による創業相談窓口の設置と創業塾の開催による創業支援
- ⑥ 事業承継のための伴走型支援事業による支援

(3) 人材の確保及び育成、雇用の促進及び職業能力の開発と向上

- ① 群馬県中小企業サポーターズとの連携
- ② 群馬県及び群馬県商工会連合会の研修会、勉強会の開催
- ③ みなかみ町ローカルベンチャー創出・育成支援事業の推進
- ④ U・Iターン者に対する相談窓口
- ⑤ マネジメント人材の確保及び育成

(4) 中小企業者・小規模企業者以外の者との連携

- ① 群馬県中小企業サポーターズとの連携
- ② 農産物及び加工品ブランド化の支援（町ブランド認証制度）
- ③ 農業と観光が連携した地産地消の支援
- ④ 6次産業化への支援
- ⑤ 新たな販路の拡大・開拓の支援
- ⑥ 産業間との協力・連携（農林業・福祉医療・観光）
- ⑦ 経営指導員によるアドバイスと支援（経営革新計画策定の支援）

(5) 資金の供給のための制度融資及び信用補完事業の充実

- ① 日本政策金融公庫融資の活用による支援
- ② 群馬県制度融資の活用による支援
- ③ 信用補完事業の充実
- ④ みなかみ町小口資金融資制度による資金調達の支援
- ⑤ みなかみ町利子補給補助金制度による経営の支援

(6) 中小企業者・小規模企業者に関する調査及び情報収集と情報提供

- ① 群馬県中小企業サポーターズとの連携
- ② 町商工会の実施する産業実態調査との連携

(7) 上記以外の中小企業・小規模企業振興に総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- ① ポイントカード「MINAKAMI HEART」制度の運用による地域活性化
- ② 商店街活性化やまちづくりの支援
- ③ ニューツーリズムの推進による観光振興
- ④ 移住希望者への住居情報の提供

第5章 計画推進に向けた取り組み

1 推進体制

中小企業と小規模企業の経営支援の施策実施に当たっては、町だけでなく、町商工会、町観光協会とも連携することで、それぞれの組織が取り組む事業においても相互の層状効果が得られることから、三者で連携して効果的に事業を進める推進体制の充実に努めます。

2 町商工会と町観光協会との連携

(1) 相互の情報共有によるより効果的な取り組み

町内の中小企業と小規模企業の経営支援については、町と町商工会及び町観光協会が連携して取り組む必要があることから、それぞれの組織や団体が実施する計画や情報を相互共有することによって、より効果的な施策が展開できるよう定期的に情報交換を行います。

(2) 定期的な中小企業と小規模企業の現状把握とフィードバック

町は、商工会が実施する町内の中小企業と小規模企業の実態調査結果の分析に基づいて、現状を把握するとともに、施策の方向性を見いだすため町商工会及び群馬県商工会連合会と連携して問題解決や支援の仕方について検討します。そして、その状況に合致した適切な指導と支援体制を構築しつつ、町内の中小企業と小規模企業の経営支援を実施します。

(3) 各種計画・事業との連携

① 町商工会が実施する「経営発達支援計画（第Ⅲ期）」との連携

町は、平成26年9月に施行された「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律（小規模事業者支援法）」に基づき、町商工会が令和5年3月に中小企業庁からの認定を受けた「経営発達支援計画（第Ⅲ期）」との整合性を図りながら、効果的に小規模事業者への支援を実施いたします。

本計画の概要は、以下のとおりです。

< 経営発達支援計画（第Ⅲ期）の概要 >

- 実施期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日
- 目 標 ①小規模事業者の自立的な経営力強化による事業継続を実現
②小規模事業者との対話と傾聴を通じて、個々の課題を設定した上で、地域経済を支える小規模事業者の力を引き出し、地域全体での持続的発展の取組みへ繋げる。

I 経営発達支援計画の事業内容

1. 地域の経済動向調査に関すること
 - 1) 地域の経済動向分析（国が提供するビッグデータの活用）
 - 2) 経営指導員による聞き取り調査
2. 需要動向調査に関すること
 - 1) 展示会におけるアンケート調査（BtoB）
 - 2) 自店舗におけるアンケート調査
3. 経営状況の分析に関すること
 - 1) 指導員巡回時などにおける経営分析の実施
 - 2) 経営分析の内容（対象者、分析項目、分析手法）
4. 事業計画策定支援に関すること
 - 1) DX推進セミナーの開催
 - 2) 事業計画策定セミナーの開催

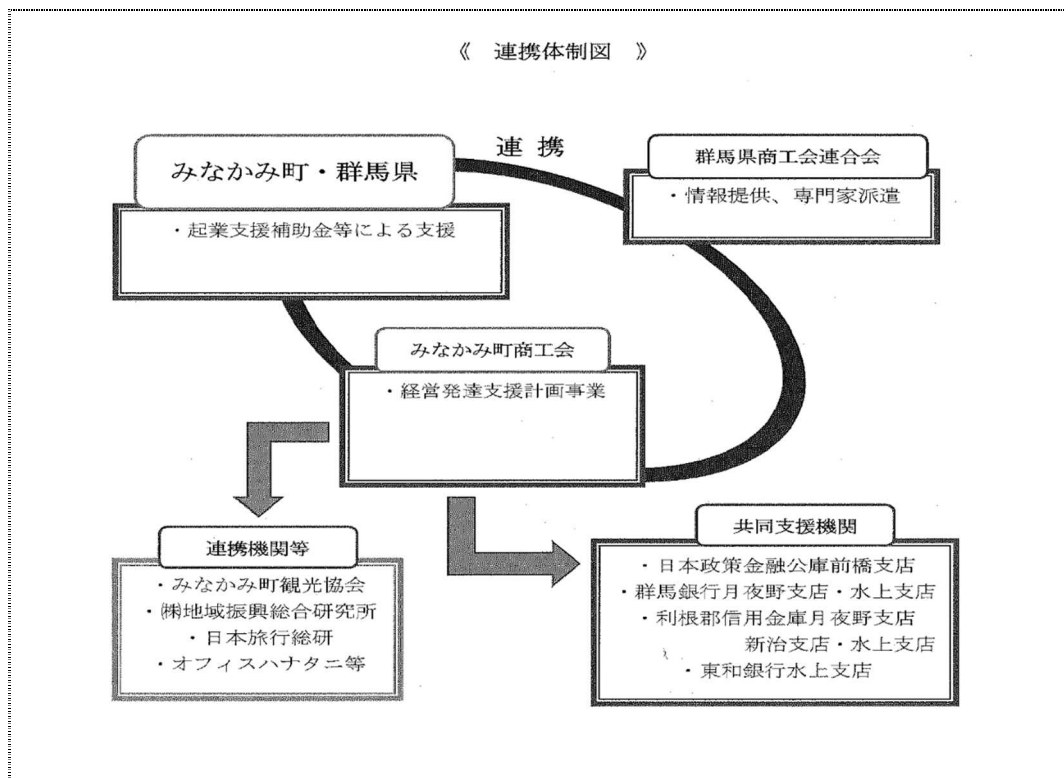
- 3) 創業セミナーの開催
- 4) 事業計画の策定支援（専門家の派遣等）
- 5. 事業計画策定後の実施支援に関すること
 - 1) 定期的な巡回訪問によるフォローアップ支援
 - 2) 中小企業診断士等の専門家によるフォローアップ支援
- 6. 新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること
 - 1) 県内外展示会への出展支援
 - 2) SNS の活用
 - 3) EC サイト利用（BtoC）
 - 4) 自社 HP の開設支援
 - 5) 商工会 HP による情報発信

II 経営発達支援事業の円滑な実施に向けた支援能力向上のための取り組み

- 1. 事業の評価及び見直しをするための仕組み
 - 1) 年 1 回協議会を開催し、経営発達支援事業の進捗状況等について評価を行う。また、評価結果は役員にフィードバックした上で、事業実施方針等に反映させる
- 2. 経営指導員等の資質向上
 - 1) 外部講習会等の積極的活用
 - 2) DX 推進に向けたセミナー
 - 3) 職員間定期ミーティングの実施
 - 4) コミュニケーション能力向上セミナー
 - 5) 小規模事業者課題設定力向上研修
 - 6) OJT 制度の導入
 - 7) 支援力向上勉強会の実施
 - 8) 情報のデータベース化
- 3. 他の支援機関との連携を通じた支援ノウハウ等の情報交換
 - 1) 利根沼田地区 5 商工会による情報交換会（年 1 回）
 - 2) 経営改善貸付推薦団体連絡協議会（年 2 回）
 - 3) 群馬県中小企業支援ネットワーク会議への出席（年 1 回）

III 地域経済の活性化に資する取り組み

- 1) 「みなかみ地区地域活性化検討会」の開催（年 1 回）



② 「伴走型小規模事業者支援推進事業」との連携

町商工会は、認定を受けた経営発達支援計画の実行に向けて「伴走型小規模事業者支援推進事業」に取り組んでいます。

町は今後もこの事業との連携により、町内の中小企業・小規模企業の新規商品開発・販売路拡大・販売促進等の支援を実施いたします。

③ 事業継続力強化支援計画（小規模事業者支援法）の策定

近年、地震や豪雨など自然災害が頻繁に発生していますが、中小企業・小規模企業の災害への備えの取り組みは、一部にとどまっている状況であり、大企業に比べ経営資源が脆弱な中小企業・小規模企業は、ひとたび被災すると経営に大きな影響を受ける可能性が高いと考えられています。

このため、国は、小規模事業者支援法の改正により、商工会が地域の防災を担う町と連携し、自然災害等に備える中小企業・小規模事業者の取り組みを支援する等の計画を作成し、知事が承認する新たな制度を設けました。

そこで、町は、町商工会と連携して令和3年度末を目途に事業継続力強化支援計画策定に向け取り組みます。

④ 創業支援計画（産業競争力強化法）による支援

町は、産業競争力強化法に基づき「みなかみ町創業支援計画」を策定し、町商工会、町内金融機関、群馬県産業支援機構など連携し、創業を希望する方を対象とした相談窓口の設置や創業支援塾を開催することで創業希望者を支援します。

⑤ 導入促進計画（中小企業等経営強化法）による支援

町は、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づき「みなかみ町導入促進基本計画」を策定しており、町内の中小企業・小規模企業が同計画に基づき策定する「先端設備等導入計画」を認定することで、固定資産税の特例措置や国補助金の優先選択や補助金引き上げ、信用保証枠の拡大などが受けられる制度を活用するで、町内の中小企業・小規模企業を支援します。

⑥ 水上温泉リノベーションまちづくり

平成29年度より水上温泉街（水上駅～水紀行館）において官民が連携して志しある地域の民間事業者が実行委員会を立ち上げ、遊休不動産を活用して地域を再生していく「水上温泉リノベーションまちづくり事業」に取り組んでいます。物件調査や店舗情報を収集し調査結果を基に出店希望者を募集し、決定後は地元実行委員会メンバー（地元事業者・建築・不動産関係者等）が開業に向けてサポートします。

実行委員会への支援を町商工会と行政が連携して取り組んでおり、継続して取り組みことで商店街活性化のモデルとして他地域への波及を促します。

3 町内事業所の受注機会の確保

町は、各種補助金制度を創設し商工業の振興を推進します。

（1）みなかみ町住宅新築改修補助金制度による支援

町は、平成24年1月1日に施行した「みなかみ町住宅新築改修等補助金交付要綱」に基づき、町民が町内施工業者を利用して住宅の新築又は改修等を行う場合に、その費用の一部を補助（補助上限20万円）しています。

（2）子育て家庭住宅新築補助金制度による支援

町は、平成24年12月1日に施行した「みなかみ町子育て家庭住宅新築補助金交付要綱」に基づき、子育て家庭又は妊婦がいる家庭を対象に、町内に3年以上居住していること及び町内施工業者が施工することを条件に、補助（補助上限100万円）しています。

町内の建築事業者の受注機会の確保と子育て支援しています。

（3）イベントによる地元特産品等の支援

町は、年間をとおして県、町観光協会、町商工会と連携して、町産品の物産展をはじめ観光宣伝・イベント、他地域との相互交流イベントなど数多く実施しており、これらの機会に地元産商品の紹介、あるいは実演イベントなど行うことによって、取り寄せ商品や来訪の目的となる食事やお土産となる商品開発の支援を行うことにより、地元特産品等の受注機会の増大に努めます。

4 首都圏からの人材確保と起業支援

（1）首都圏からの人材確保

群馬県が主体となって、都内の各所で「田舎暮らし」や、農業の魅力を紹介する説明会、あるいは移住・UIターン相談会などを実施していることから、本町の移住・定住を担当する部署も積極的に参加して町の魅力をPRしています。

今後は、町の移住・定住を担当する部署と連携して、町内小中企業者・小規模事業者と都市在住者との橋渡し役となって、町内小中企業者と小規模事業者自らが、これらの説明会や相談会に参加して、各企業が持っている魅力を発信できる機会を設けるなど、企業の人材の確保を支援します。

(2) 移住・U I ターン・起業支援

上記の「首都圏からの人材確保」と同様に、群馬県などが都内各所で開催している「田舎暮らし」を紹介する説明会や移住・U I ターンの相談会等で、町の移住・定住を担当する部署と観光商工課、町商工会及び町観光協会が連携して、「ローカルベンチャー創出・育成支援事業※」に取り組みます。また、町内の移住・定住経験者、起業経験者を講師に迎えるなど、移住・U I ターン・起業希望者に対して行政の支援制度や受け入れ体制の説明や相談会などを行って正しい理解を深めてもらい、移住、U I ターンの推進と起業支援など推進します。

※「ローカルベンチャー創出・育成支援事業」とは、雇用創出や新しい人の流れをつくるため、本町に根付いてビジネスを展開する創業・起業・副業する者を発掘・育成・排出し続けるシステムを構築するものです。

【参考資料】

< みなかみ町商工会の活動等 >

会員への支援施策

1. 事業計画策定支援
 - ・各種補助金獲得等のための事業計画策定と実行支援
2. 販路開拓支援
 - ・設備導入等による新商品・新サービスの開発と販路開拓
 - ・国内外における展示会・商談会等の出展支援
3. 各種講演会・講習会の開催
 - ・DXセミナーや販促セミナーなどの集団指導から、税務相談会等個別指導まで各種講演会・講習会の開催
 - ・創業予定者や創業間もない事業者を対象にした創業塾の開催
4. 金融支援
 - ・日本政策金融公庫のマル経融資等斡旋
 - ・商工貯蓄共済融資制度や県制度融資等による資金調達
5. 労働関連支援
 - ・労働保険（労災保険・雇用保険）に係る各種手続から就業規則策定等
6. 税務支援
 - ・記帳や各種税務手続き等に関する支援
7. 専門家派遣制度（エキスパートバンク）
 - ・財務、経営分析、経営戦略計画の作成、生産工程、生産技術などの専門的な悩みを解決するための改善策の提案
 - ・WEB作成やロゴマーク・商品パンフレット等各種デザイン作成、就業規則作成、事業承継支援など事業者が抱えている各分野の課題を解決
8. 青年・女性事業者等活性化セミナー事業
 - ・県商工会が実施する事業承継・経営革新などに関するセミナーの実施

